

平成23年度東京都税制調査会（第5回小委員会）
議事録

日 時 平成23年9月30日（金）

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側特別会議室S6

平成23年度東京都税制調査会（第5回小委員会）

平成23年9月30日（金）10：00～12：05
都庁第一本庁舎 33階南側特別会議室S6

【小委員長】 皆さん、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまから平成23年度東京都税制調査会第5回小委員会を開催させていただきます。

本日は、答申の構成案及び地方分権・税制抜本改革のあり方について、事務局において作成していただきました答申の素案をお示ししまして、ご審議いただきます。

なお前回の小委員会でご議論いただいた震災復興・防災都市づくりと税制のあり方などについては、次回案文をお示ししたいと考えております。

それでは、答申の構成案及び地方分権・税制抜本改革のあり方に係る答申素案について、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

まず事務局から、資料について説明をお願いします。

【税制調査担当課長】 それではまず、答申の構成案につきましてご説明をさせていただきます。

3年目の最終答申ということで、これまでの中間報告をベースといたしておりますので、説明につきましては変更点を中心にさせていただきますと存じます。

全体で5部の構成となっております。まずローマ数字Ⅰの税制改革の視点でございますが、こちらは4番目に少子・高齢社会に対応した税制を挙げてございます。こちらは、これまでの中間報告では1つ上の3番目、時代に対応した「公平」の実現の中で（1）としておりましたが、今年度はご議論や社会保障・税一体改革の動きもございますので、4として項目を独立してございます。

次に、5番目で環境を重視した税制。その次に6として、震災復興・防災都市づくりと税制と掲げてございます。こちらの震災復興・防災都市づくりと税制につきましては、今年度、会長のご提案により追加された項目でございますので、こちらに掲げてございます。

環境、震災復興につきましては、先日の第4回小委員会でのご議論を踏まえまして、次回の小委員会にて案文などご説明させていただきたいと存じます。

次に、ローマ数字Ⅱとして税制改革の方向性。次のページで、ローマ数字Ⅲ、温暖化対策税の検討。Ⅳとして今年度の追加事項の震災復興・防災都市づくりと税制のあり方、最後に、ローマ数字Ⅴとしてその他でございます。その他につきましては、上記以外の項目で会として取りまとめた事項を記載することを考えております。

答申の構成案につきましては、以上でございます。

続きまして、別冊の資料、平成23年度東京都税制調査会答申素案「地方分権・税制抜本改革のあり方」に係る部分についてご説明をさせていただきます。

こちらの素案につきましても、中間報告で明らかにしました立場をもとに、今年度のご議論を踏まえまして構成した内容となっております。そのため、本日の説明は、中間報告から大きく記述を加えた部分を中心にさせていただきますと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、1ページ、Ⅰ、税制改革の視点の1の分権の推進でございます。こちらは、結論といたしましては、これまでの立場と同様でございますが、今年度のご議論を踏まえた内容とさせていただきます。具体的には地域の実情に応じた公共サービスの提供、地方単独事業の領域の拡大、行政のむだ遣

い排除等のためには地方自治体の自主的・自立的な財政運営が不可欠であり、そのために自主財源である地方税の充実が必要であるとしております。

次に、3ページの2の公共サービスに必要な財源の確保。次の4ページ、3、時代に対応した「公平」の実現につきましては、これまでの中間報告で明らかにした内容と同様でございます。

続きまして6ページ、4、少子・高齢社会に対応した税制でございます。こちら、結論につきましては、これまでの中間報告の立場と同様、働く現役世代に過度の負担がかからないような制度を構築すべきであるということですが、こちらは今年度のご議論を踏まえまして、次の記述を加えております。

具体的には7ページの下の方になります。社会保障・税一体改革の成案では、地方自治体が果たす役割、地方単独事業に対する財源措置についての検討が不十分であるとしていたしまして、地方単独事業の整理に当たっては、地方自治体が率先して取り組み、現在では定着し、全国的に実施されている事業あるいは実施されるべき事業についても広く対象とすることが不可欠であるとしております。

また、次の8ページになりますが、社会保障制度の財源の多くが公債依存を通じて将来世代に先送りされているという状況が、社会保障のあり方や国や地方の財政状況からも危機的でありまして、税と社会保障をあわせた負担のあり方そのものについての検討が必要であるとしております。

続きまして9ページ、ローマ数字IIの税制改革の方向性についてでございます。

まず1の基本的考え方でございますが、こちら、これまでの中間報告で明らかにしました内容と同様でございますが、自主財源である地方税の充実が不可欠であり、税収規模の大きい基幹税を国と地方で分かち合うことが適当であるということ。また、地方税は「普遍性」、「応益性」、「安定性」ととともに、税体系全体としてある程度の「伸張性」を兼ね備えることも重要であるということ。地方消費税の充実、法人二税も地方の基幹税として維持することが適当という以上に加えまして、9ページの下の方にありますけれども、地方税の充実に当たっては、全国で普遍的・標準的に実施される施策は、標準税率の引上げ等により対応して、地域の課題や特性に応じて実施する施策は、課税自主権を行使して対応すべきとしております。

続きまして10ページの2、地方消費税・消費税でございます。こちら、結論としましては中間報告で明らかにした立場と同様でございますが、今年度の動きも踏まえまして加筆をしている部分がございます。

具体的には12ページの税率のあり方のところになりますが、こちら、これまで明らかにしました国・地方を通じた安定的な財源確保が不可欠であるという点に加えまして、成案では議論が社会保障分野に限定されておりますが、地方の役割の増加を踏まえて、地方の公共サービス全体の財源確保の観点から、地方消費税の税率引き上げの議論が必要であるとしております。

さらに、このページの4つ目のポツになりますけれども、地方の役割の増加に見合った地方消費税の充実のため、法制化されました国と地方の協議の場を活用した地方の関与、また地方消費税の税率の仕組みを「課税資産の譲渡等の対価の額の何%」という形で消費税から独立させる方法も考えられるとしております。

次の13ページ、(3)低所得者への配慮、(4)の清算基準、次の14ページ、(5)の地方消費税の賦課徴収につきましては、中間報告で明らかにした内容でございます。

続きまして15ページ、法人二税・法人税でございます。こちら、これまでの中間報告で明らかにしました立場の内容でございます。

なお、こちらにつきましては実効税率の関係など、今後の国の動きによりましては、その部分は修正が必要となるかと考えております。

続きまして、23ページからの個人住民税・所得税につきましては、こちら、中間報告で明らかにした

内容でございます。

続きまして26ページになりますが、5の揮発油税・軽油引取税につきましては、結論は中間報告で明らかにしました立場と同じでございますが、環境への影響や厳しい財政状況等を勘案して、現行の税負担水準を維持すべきということございまして、内容につきまして、平成22年度の税制改正の内容を反映してございます。

次に、28ページ以降の6、地方財政調整制度でございます。こちらは、これまでの中間報告で明らかにした内容となっております。

次の29ページの(2)に地方法人特別税とございますが、こちらは、今後の国の動き等によりましては、今後修正することもあるかと考えております。

次に進みまして、34ページのVのその他でございますが、こちらは固定資産税の評価・課税について、税負担の負担調整措置等は、その効果を検証しつつ、簡素化を図ることが適当であること。また、都市計画税について、現行の制限税率について、地方自治体の裁量を拡大して、みずからの判断で税率を設定できることが望ましいとしております。また、業務委託等の民間事業者の活用の際には、納税者に関する情報の厳正な取り扱いが確保されるよう留意すべきとしております。

最後になりますが、統計データなどにつきまして精査中の部分がございまして、今後その点は更新をさせていただきます。

説明につきましては以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

この答申の素案につきましては、3年目ですので、平成21年度の中間報告をベースとして、昨年度もいろいろな国あるいは地方の動向に応じて記述を付け加えております。今回は、その2つの中間報告をベースとしつつ、さらに今年度の「社会保障・税一体改革」の動きなども踏まえてまとめる、そういう内容になっております。

過去2年の中間報告は皆さんのお手元に配付されていると思いますので、ぜひご参照ください。

それでは、まず、この答申の構成案についてご意見をいただきたいと思います。過去の中間報告の目次をご覧くださいとわかるのですが、最初は、時代に対応した「公平」の実現というところに入っているのですが、22年度になると、そこで環境を重視した税制という項目が独立しまして、こゝとは少子・高齢社会に対応した税制という項目がさらに独立しまして、そういう形で、その年その年の話題を踏まえて組みかえるような形になってきていると思います。

この答申案の内容というよりも、まず構成案についてご意見をいただければと思います。何かございましたら、いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ローマ数字Ⅰの税制改革の視点の5番と6番を、この後どういったふうに加えるかというところは、どのようなご意向なのでしょう。

【小委員長】 はい。これは、第4回の小委員会で、ここについての議論を実はやったわけですが、今回は、それからまだ3日しかたっておりませんので、これにつきましては、答申の中でいきますと、8ページの下のところ、このローマ数字Ⅰの5と6が入ってくるようになります。ただ、ここはまだ文章をつくっていませんが、ここに入ってくるということでございます。

ついでに申し上げますと、答申のいわゆる本体のほうでも、ローマ数字のⅢとⅣはまだつくっていませんので、それについては、現在の素案でいきますと、33ページと34ページの間に入ってくる。それにつきましては次回ご議論いただきたい、そういうことで考えております。よろしいでしょうか。

それではほかに、この構成案につきまして何かございましたら。いいですか。

それでは、構成案についてはこれでよろしいということをございましたら、続きまして、この地方分権・税制抜本改革のあり方に係る答申素案について、今年度記述を大きく加えた部分もございます。ベースとしては、過去の2年間の中間報告を使っているわけです。特に大きく変わったところは、ローマ数字のⅠ、税制改革の視点の中の1、分権推進というところ、それから同じく4、少子・高齢社会に対応した税制というところが大きく変わっているかと思ひます。

それでは、まずローマ数字Ⅰの税制改革の視点というところについて、何かご意見ございましたらいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。素案でいきますと8ページまでの間ということになりますが、何かございましたら。

【委員】 よろしいでしょうか。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 こういう形でおまとめいただいてありがとうございます。

今の○○委員のご質問と非常に重なる点なのですが、例えば最初の分権の推進の議論のところ、分権は時代の要請で地域主権改革を進めているという従来の文言を使っておられるのですが、やはり東日本大震災以降、こうした分権に対する考え方は相当変わってきている部分もあります。また、震災復興の中で、改めて国の役割も非常に問われており、それに対して、地方ではどのように震災復興・防災に対応していくのかという議論になってきていると思うのですね。

今までの分権自体が全く無しになってしまうということではないとは思ひますが、何かそういうところで、改めて国と地方の役割が問直されていて、分権の意味を改めて考え直すというか、地方の役割がもう1回見直されているということを念頭におきつつこの文案を読んでいると、やはり3.11の前の議論だなという印象を持ちました。

後ろのほうで震災復興・防災都市づくりと税制という話が出てくるとは思ひますが、やはり最初の分権推進のところにも、少しそういったところを念頭に置いた語句、文言を加筆したほうがよいのではないかと思ひます。

【小委員長】 ありがとうございます。確かに、まだ5と6を見せていないところがあるというのが1つと、しかし、やはり最初に触れておかないとインパクトが弱い、そういうことですね。そこをうまく、例えば1のさらに前書きに、番号をつけないで何か入れるとか、いろいろやり方はあると思ひます。視点全体をとらえるとき、分権の方向で走っても国の役割は重要じゃないかという面もあるので、そこに何らかの形で言及することを、やはり考えていかなければいけない。私も今、言われてそう思ひましたので、それは考えさせていただきます。ありがとうございます。

○○委員。

【委員】 ○○先生のご意見は私も全く賛成なんです、この震災復興や防災都市づくりの税制は、これから、そのご議論を踏まえて記載されるということですから、それはすばらしいと思ひますが、その5番、6番除いて、これは私、事務局からいただいた原稿のほうで見てきましたが、読んだ感想から申し上げますと、全体が3.11以後を踏まえていないような感じがしてしようがないですね。今、○○先生がおっしゃった以外でも、3.11を踏まえたら、もう少し違う表現のほうで説得力があるし、必要じゃないかなというのを幾つか感じましたので、ひとつ、そういう意味でのご議論をご検討いただきたいと思います。

今までの議論が不十分だったという意味じゃありません。これは3.11以後、全く違う経済状況が出ているわけで、直接津波に襲われなくても間接被害がすごくある大都市東京であることも踏まえていた

きたいなど、こんなふうに思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。

では〇〇委員、どうぞ。

【委員】 引き続き、東日本大震災の影響という話に絡めて申し上げます。5ページの社会経済の活力を高める税制というところで、やはり、さまざまな意味での国際的な風評被害という意味で、東京の置かれている世界的な地位は、さらに低下を強いられる可能性があることを考えますと、やはり、これは平成21年の中間報告の9ページに、世界の都市間競争の中でプレゼンスが低下しているということを明記しているにもかかわらず、この最終の答申では一切触れられていないのはいかがなものかと思うわけです。

やはり、ここの記述はきちんと踏まえていただきたいなというのが、まず1点です。特に、その6ページの上から2つ目の点のところ、我が国経済の国際競争力を高めと書いてあるところがかなり、悪い意味で修正されているのではないかと。つまり、平成21年は、活性化を図るために今直ちに必要なのは、「今直ちに」という言葉が入っているのですが、ここには書いていなくて、とにかく何か普遍的、一般的に企業負担を軽減するよりも公共サービスの充実だと書いてあるのは、私は反対です。あくまでも、優先順位ということであれば、まだ。私は違う意見を持っていますけれども。これまでの中間報告を踏まえるということであれば、そこまでちゃぶ台をひっくり返すつもりはないのですが、少なくとも、「今直ちに」という言葉はないといけないと思います。そして、東京の国際的な地位低下は、やはり東日本大震災が起こった以降ということだと考えると、多くの外国人の労働者が、それはホワイトカラー、ブルーカラーを含めて東京からいなくなっているようなことがあるという意味では、これはかなり強く心配しなければいけないことなのではないかと思っておりますので、ここの点をご配慮をお願いしたいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 幾つかご意見が出ているのではないかと思いますけれども、1つは、地方分権の位置づけの中で、国の役割についてどう考えるのかということです。どうも3.11で右往左往しているような風潮があるのではないかと思います。基本的にはファンダメンタルズは変わってなくて、あまり過度に3.11を踏まえるべきではないのではないかとというのが私の意見です。

つまり、3.11と9.11、時代が突然変わったかのごとくに言われているわけですが、ちょっと違うのではないかと。答申が出て数カ月が経つうちに、第2次リーマンショックを超えた、さらに未曾有の金融危機が始まるかもしれないわけで、そういった危機は絶えず起きてくるということを考えれば、起きた時点のことに過度に振り回されて論ずる必要はないのではないかと、むしろ触れないほうが、この調査会の見識に疑いを持たれないのではないかなと私は思っております。

つまり、分権の問題も、国の役割がないということを行ったことは、地方分権の議論で1回もありません。それから、国には自治体を補完する義務があるということは補完性の原理でも言っているわけです。むしろ今回問題になっているのは、地方分権が不十分なまま国が十分な補完する意欲も能力もなかったし、それから自治体側に、補完を国に求める力がまだ足りなかったということのほうが大きいわけでありまして、大きな時代の流れは全く変わっていないというのが率直な印象であります。むしろ国がやるべきことをきちんとやっていないから、自治体はどこまでできるのかということのほうが問われていたのではないかなと思います。これが1点目です。

それから2点目、同じように、いろいろと出ているかと思うのですが、経済の都市間競争の話です。もともと東京は震災リスクが高いところで、世界の世界都市と競争できるような立場にないわけで、世界都市と競争するなどと言う考えを早く改めるべきであると思っております。もともと、このようなリスクの

高いところへ町をつくって、ニューヨークと同じように競争できるだろうと思うほうが間違いであって、目を覚ましたほうがいいのではないかなと思います。ファンダメンタルズを考えればということですが、地盤としてのファンダメンタルズは変えられないわけです。

だから、震災のリスクをいかに減らすのかという努力は必要ですが、世界の地盤の安定した国と同じように戦えると思っていること自体が間違いであって、そういう世界都市幻想は早く捨てたほうがいいのではないかなと思います。ただ、おそらく多くの方は捨てられないと思いますので、これもしようがないと思いますけれども、私はちょっと、この過剰なまでの世界都市とか都市間競争に対する危機感よりも、もうちょっと現実にあるリスクにいかにか中負担、中サービスで何とか対処するのかがほうが喫緊の課題ではないかなと思います。

そういう意味では、〇〇先生がおっしゃったように、当面、公共サービスをいかに充実して、こういうところで、防災の面など、魅力豊かな都市づくりにしていく。これは本来、昔からやらなきゃならなかったことであって、別に3.11が起きたから生じたわけでは全然ないわけですね。

だから、そういう意味では、こういうしっかりしたものをつくっていく必要があるのではないかなとしたほうがいいのではないかなと私は思います。

それからもう1つ、全然話題が変わるんですが、7ページのこの下のほうの社会保障・税一体改革成案についてですけども、これは文章が全体としてよくわかりにくいのです。地方単独事業の整理に当たってはという意味は、これは整理して、なくすという意味にも見えます。行政整理という意味ですね。しかし、答申で言いたいことは、概念の整理ということですよ。一体改革の成案で、要は、早い話、社会保障に消費税を入れるという話になるから、じゃあ社会保障の範囲はどうかとか、そういう話もめめているわけですが、そもそも、この答申は、消費税は一般財源でいくべきだと言っているわけですから、社会保障がどういう範囲であろうと、そんなこと知ったことでないというのは本筋の議論ではないか。どうも国の議論に引きずられているような気がしまして、これはちょっと不適切ではないかなと私は思っています。

つまり、国の一体改革の土俵に乗ること自体がおかしいということですね。消費税は基幹税であり一般財源であるべきである。社会保障に充てたいという議論は、それは自由だけれども、道路特定財源のような特定財源を増やすということ自体が今後望ましいとはとても思えないので、ここは、そういう議論が起きていること自体が、どうもよくない。自治体側からいったら、納得すべきことではないのではないかなという気がいたします。

とりあえず以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

今、続けてお3人から、共通するような、違うような、いろいろな意見が出て。

〇〇委員、さらに何か。

【委員】 〇〇先生が都市間競争云々という話をおっしゃったんですが、もし、これ抜くと、この答申自体の基本的な屋台骨が揺らぐとか、論理がめちゃくちゃになるということだと思っただけですね。つまり、企業に対する課税はきちんとやるべきだと言っている、その裏側には、その企業活動が東京で健全に、かなり発展的に営まれるということがなければ、企業にいくら課税を求めても、焼け野原に課税したって、企業からはお金が取れないわけですね。やはり、いかに企業活動を活発にするかと両立しながら、企業にも負担を求めるといふことにするかという話が、一応、ここの屋台骨を支えているところなのではないか。

そうすると、ここの(2)のところは、もちろん全面的に賛成だというわけではないにしても、基本的には同意するという意味において、ここの話の流れの中では、やはり東京は企業活動をきちんとサポート

していく覚悟はあることを示さないと、企業に対して課税を求める、負担を求めるということは言えないわけです。

別に東京から、どうぞ企業の皆さん、出ていってください、どうぞ自由にとということだと、それだったら、企業に対する課税は、単なる先細るだけの税収なので、そんなものに頼らないで、ほかの税収にもっと求めましょうよと、そういう書きぶりで、この答申がまとめられていくんだったら、地方法人特別税の話も、別に、どうぞ持っていってください。どうせ企業がなくなるんだったら、我々、そんな税にしがみついている必要はないんですからという話になるので、やはり、ここのロジックを支えるという意味においても、東京は企業活動を支援する覚悟があるけれども、それならば、その分の応分の負担を企業にもお願いしたいと、そういう書きぶりにならないと、ここの話は筋が通らないのではないかと。

そういう意味では、繰り返しになりますけれども、やはり東京で企業活動をもっと活発にしてもらう必要があるんだということは、この5ページから6ページについても書いていなければいけないのではないかと思います。

【小委員長】 では〇〇委員、どうぞ。

【委員】 企業活動が必要だというのは当然であって、それは、ある一定の自然のファンダメンタルズのもとに行われるわけで、それは頑張ってくださいという程度である。だから、そういう意味でサポートするというのは当然ですがけれども、過大な危機感をもって、世界都市のような不可能なようなことを求めるということはやめたほうがいいのではないかとただけであって、企業を全部追い出そうとか、そんなことはあり得ない。焼け野原にすることなどは、それこそ、むしろ人為的すぎて、ちょっと不自然な話であります。だから、企業には適度に活動してほしいと。適度に活動し、適度に税負担を求めるという程度であって、あまり過大な、何か頑張らなければということとは避けて書かない書きぶりのほうがいいのではないかと、こういう気持ちであります。

そういう意味では、できる範囲で経済の活力を高めることは、それは望ましい。あるいは、本来あるべき姿を発揮してもらいたいという程度ですね。それ以上に何か過剰なことを求めるのは、ちょっと力み過ぎではないかなという気がいたします。

【小委員長】 〇〇委員。

【委員】 私、さっき申し上げたのは、3.11を過大に、特別に何かということではなくて、6番目に震災復興・防災都市づくりというのがありますけれども、ここの内容の記載がありませんので、これを除いたいただいた資料を読むと、3.11以後の重大な我が国の、特に首都圏の経済圏に与えた影響を踏まえて、当然遠くで起こった災害ですが、これが近々ある可能性も十分ある中で、1,000万人を超える住民がいて、昼間人口がその何割か増えるわけですかね。そういう中の都市づくりということについては、特段にもう一度考えるべき時期に来ているのではないですか。こういうことを私は申し上げているわけですね。

そうすると、この6番で十分お書きいただければいいんですけれども、今回の資料全体を読むと、その部分については、今の時代には即応できていないんじゃないかという意見を申し上げました。

特に私は中小企業、それから、そこに働く人たちの意見が非常に重要な意見だと思って、この場に持ち込んでいるわけで、そういう意味では少数意見かもしれませんが、3.11の翌日以後、東京の中小企業、受注が激減しましたね。改めて東京が置かれている状況というのは、事業者にとっても、そこで働く人にとってもよくわかってきたわけですが、そのことについて東京都として、同じような災害が当然起こると考えるのは当たり前ですから、もうちょっと全体の中にそういうことを入れたほうがよかったなということを申し上げているにすぎません。

それから、私、8ページまでということで、ちょっと気になったことだけ申しますと、5ページの上から五、六行目のところですけども、給与所得控除の上限設定等によりと書いてありますんですが、一定程度の見直しみたいなものをやりかかっているわけですが、この上限設定等という表現でいいのか。そうでなくて、さらなる見直し等によりとしたほうがいいのか。そこのところは、ちょっと気がかりです。

【小委員長】 ありがとうございます。

最後にご発言いただいた点は、また別に取り上げるといたしまして、その前に、お3人から、あるいは〇〇委員からも含めてのご発言について、論点は3つありまして、1つは、いわゆる大震災のことをどう冒頭に取り上げるかという話です。

この答申素案はローマ数字のIから始まっておりますが、実は、まだ前書きを書いておりませんので、全体の地図といいますか、それを、そこで何か書く必要があると思います。

視点として、分権の推進から書き始めるのが長期的な視野から、あるいは、この東京都税制調査会のもととスタートした経緯からいうと、それが柱であると思うわけですが、ことしの3月から非常に大きく取り上げられている震災の問題につきましても、その地図の中へどう位置づけるかについて前書きのなかでふれることは可能かと思っておりますので、そこでの扱いを検討させていただきます。

2点目は、社会経済に関するところでごございまして、社会経済の活力を高める税制につきましても、これはおとしからずずっと議論していることです。いろいろな意見が出た中で、21年度の間接報告がやっとまとまったという経緯があります。先ほど〇〇委員は、そこに戻ったらいいではないかというご発言だったかと思うのですが、確かに今年度、答申をまとめるに当たって、過去の間接報告をそのまま書こうかと思ったのですが、まとめる中で多少短くしたところもあるので、それが逆に、その特色を薄めるという効果があったとすると、むしろ21年度に戻って、少し書き直したほうがいいのかと私も思いました。

都市間競争に関しても、確かにおとし、いろいろな議論がございまして、そういうことを踏まえて21年度の間接報告になったわけですので、そこに戻ればよいのではないかと考えております。

3点目は、社会保障・税一体改革についてです。地方消費税あるいは消費税は、いわゆる目的税ではないという点については、この後のローマ数字のIIの11ページで、それは特別な受益者負担ではないということについて触れております。それはまた後で議論になるかと思うのですが、考え方としては、〇〇委員が言われたとおりです。

7ページの下の方の地方単独事業の整理。整理という言葉は、確かに、行政整理などというときは、縮小する、整理縮小という意味で使われることが多い。ただし、今言われたとおり、概念整理ということで考えていますので、ちょっと誤解のないように書いておきたいと思っております。

厚生労働省や総務省では、地方単独事業を全国的にどういうものとしてとらえるべきかということについての検討がいろいろ行われているようですし、「国と地方の協議の場」でも、そういう分科会が設けられたようですが、「国と地方の協議の場」の分科会のほうはまだ進んでいないと伺っておりますので、そこは少し不明なところがあります。ただし、東京都の立場として、あるいは東京都税制調査会という税制を語る立場としても、財政事情がどうかということに触れないわけにはいかない。もちろん、定量的なことについて、ここで触れるつもりはないのですが、概念整理という意味で触れさせていただきたいと思っております。

大きく議論が出てきました3点については、今のところ、そう考えております。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 2点あります。まず1点目に、分権の推進のところなんですけれども、私自身は、ここでの主張を全く変えろということをお願いしたのではなくて、今の3.11以降、地方分権が改めて問い直さ

れているので、そういう文脈で分権ということを書いておく文言を1つ加えておくのがいいのではないかと、申し上げたかったことです。

それから、次に2点目で、先ほどの社会保障・税一体改革のところの7ページの記述ですけれども、これは私も〇〇委員と全く同じ考えでして、下から2つ目のポツのところ、自治体の果たす役割について、地方単独事業の文脈で話がつながっていることには、非常に違和感を持ったんですね。

社会保障の財源をどうするかというときに、そもそもの国と地方の果たす役割が議論をされて、その上で財源をどうするかということを考えていくのがあるべき議論の姿だと思わなければならないけれども、それが結局、地方単独事業をどうするかということから消費税の税率の配分の議論になっていると、非常に狭い意味での分捕りの議論の土俵に、地方が乗っかっちゃったような格好になっています。本来、地方自治体の果たす役割を踏まえた財源保障のあり方というのが広く論じられなければならないと思います。

ところが、今日の議論は、非常に狭い形での消費税の配分の議論で、地方単独事業をどう整理するかというようにところに狭まっています。単独事業の整理でやられているんだけど、ここの書き方を変えることはできないのか。そのことを、改めて提起させていただきたいと思います。

単独事業の整理という表現を変えるだけではなく、全体を社会、少子・高齢化に対応した社会保障の税財源論として記述し、地方財源の確保という視点から考えると、こういう国の用意した土俵のあり方がどうなのかということから書いたほうがいいのではないかと思います。

【小委員長】 この点はいかがでしょうか。

では〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私も2点なんです、1点は、既に小委員長が整理したところなんです、私も前回出ていないので、普通の数字の6番のところ、どのような議論になるかわからないんですが、僕は〇〇先生の意見と少しだけ近いとすると、震災復興の詳細な議論までというのは、東京都の税制調査会として、そんなに必要なのか疑問があります。その後ろはとても重要です。防災都市づくりと税制はとても重要です、東京都、これまでもたくさん取り組んできているところがあると思いますので、これは粛々と取り上げていくべきだと思わんですが、震災復興に対する税制のところまで踏み込んで議論するか否かについてご検討いただいているのかどうか、ちょっと心配なところです。

あともう1点は、今の〇〇先生のところと絡んでくるんですが、7ページ目の、僕はむしろ一番下のほうのポツそのものを取り上げたいんですが、これの据わりとして、ローマ数字Iの2ですね。公共サービスに必要な財源の確保というところがあるのだとすれば、地方単独事業、これは確かに社会保障に関する、例えば乳幼児の医療費助成とか、準要保護の話とかが多分、頭に浮かんでいるんだとは思わんですが、地方単独事業そのものについて触れるのだとするならば、むしろ据わりとしたら、本来2の中で議論されるべきなのではないかという気がします。

ですから、ここに入れてしまうと、上とくっついてしまう。むしろ上にくっついてしまうが故に、財源の分捕り合いが目に見えてしまうところだと思います。

実は、発言の順番を控えていたのは、7ページ目の今の言った場所というのは、要は地方単独事業について、お金はよこせという話になっているわけですが、ページをまたいでしまって申しわけないんですが、9ページ目の一番下のポツ、これ、次のIIにかかってしまうんですが、ここでは、実はよく似た文言がそのまま入っていて、全国で普遍的・標準的に実施される施策は、標準税率の引上げ等、つまり自分たちの自前の財源を上げろと言っているわけですね。ですから、地方単独事業の据え方によっては、国に金をくれというのか、それとも地方が自分たちで税率を上げろというのか、都合のいいように使い分けられているというようにも見えてしまうので、ここのところをどのように整理していくのかというのは、ぜひご

検討いただきたいと思います。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 今の点で、○○委員の指摘が、まさにそのとおりだと思うんですね。つまり、この税制調査会の委員のそれぞれの見解というのは、極端に言えば、国と地方の今の協議のあり方の焦点の当て方そのものに、ある種、疑義を持っていて、そういう地方消費税を単純に社会保障目的ということだけで議論していいのかという視点を持っている。私も含めてそうですけれども。

ただ、さはさりながら、目の前にある、この消費税の引上げというところで、バスに乗りおくれるなどという思いも、おそらく事務局の側にはあるんだと思うんですね。そこをどう書くかと。ある種、もう大上段に構えて、そんな狭い分捕り合いみたいな話に巻き込まれるなど書くというのも1つの方法ではあるとは思いますが、さはさりながら、目の前のもので、取れそうなのに、みすみす見逃すのかと、そういう話がまじっているという感じがあるので、そういう意味では、多少書き分けるというんでしょうか、目先の消費税率を10%に上げるまでという部分の話は、それはどうあるべきかということとともに、それですべて地方消費税が今後上がらないというわけでは決してないでしょうから、いろいろな意味で、地方消費税でご負担をお願いしなければいけない場が将来訪れるということなので、その場合には決して社会保障目的という話に限ることではなくて、一般財源としてきちんと必要に応じて住民に納得していただいてご負担をお願いすると、そういう二段構えというんでしょうか、そういう書き分け方もあるのかなと思います。

それから、忘れないうちに、この同じ7ページのあたりなんですけれども、もともと、このページの節の見出しは、時代に対応した「公平」の実現という話なので、この4番の少子・高齢社会に対応した税制では、世代間の公平という話というか、そういうフレーズをどこかに1カ所か何か入れておいたほうが統一感が出るのではないかと。つまり、後ろのほうでは、そういう文言が出ている箇所があることは確認しているんですけれども、ここの7ページのところでどこかに。ちょっとアイデアないですけれども、どこかに、その世代間の公平という文言を、入れられるところに適切に入れていただいたほうがいいのかなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

いろいろ出されました。1つは、○○委員の言われた震災復興というのは、ここにはそぐわないのではないかとことです。実は前回、同じ意見が会長から出されて、そこにつきましては検討中ということですが、ただ、今年度の検討事項にそれが入っているものですから、どう取り上げようかなということですが、今のところ、タイトルとしては残しています。実際、3日前の小委員会では、このファイルの中に配付資料が入っていますけれども、震災復興に関する税制改革という議論にはなっていないのでありまして、ほとんどが防災都市づくりの話になっていました。その点はちょっと考えさせていただきたいというのが1点目。

それから、7ページの下のほうですね。地方単独事業のとらえ方ということですが、確かに、先ほど申し上げたとおり、11ページのほうで、地方消費税あるいは消費税一般と言ってもいいですが、これは受益者負担あるいは目的税ということではない、何も社会保障目的税にする必然性はないのであるということ、実は書いています。

では、なぜここに書いてあるのか、据わりが悪いだろうということですが。ただし逆に、消費税と地方消費税の社会保障目的税化の議論に乗るか乗らないかという議論をここでも取り上げて、乗らないのだということ、7ページでも書いたほうがいいというのも1つの考え方でありまして、もう1つは、ここではなくてIの2、要するに公共サービスの財源確保のほうに入れておいたほうが据わりがいいという考え方

あります。

おそらく地方単独事業というのは、もちろん社会保障には限られません。もっと広い意味を持っている言葉なので、それがこちらの、つまり地方公共団体の側の土俵だとしますと、むしろ、そちらで強調したほうが正統といいますか、本来の議論になるんじゃないかということかと思えます。

7ページのほうは、どちらかというところと地方消費税ということを書わずに。社会保障・税一体改革成案の議論をどう見るかという、相手の土俵に乗って感想を述べているようなところがあって、ここには確かに地方消費税、消費税ということは書いていない。そのバランスを考えさせていただく。おっしゃることは、よくわかりました。

それから、9ページの下から3行目に、標準税率の引上げ等と書いてあって、これは多分、書き方を工夫すべきだと思うのですが、例えば地方消費税の税率を上げると、確かに地方消費税は標準税率制度ではなく、一律税率ですから、これだと地方消費税のことが9ページの一番下のポツに含まれるだろうと、そう思われたのでしょうか。

【委員】 思いました。

【小委員長】 だとすると、こちらの書き方が悪くて、ここは消費税における税源配分の変更を行うことを含めて考えていたので、それを入れて考えないと話にならない。つまり、ここで言っている標準税率の引上げは、いわゆる標準的な税制という意味で考えています。その表現を変えたほうがよいと思います。そうすると、話はつながってきます。確かに、標準税率の引上げと書くと、一律税率は除かれますね。書き方を工夫させていただきたいと思います。

それから、〇〇委員が言われた世代間公平の話。消費税の全体としての税率の引上げのことに関連して、世代間公平の話は、この全体の答申素案の中には入っているのですが、それを今のローマ数字Ⅰの4ですね。つまり、少子・高齢社会に対応した税制の中にも、基本的な視点として、世代間公平に関する記述を含めたほうが、より一貫性を持てるだろうというご発言かと思えます。それによって、全体としての答申がスムーズに読めるとすれば、それはそういう形で取り上げさせていただきたいと思います。

〇〇委員。

【委員】 〇〇委員の震災復興の話について、これはまた次回にやるかと思えますけれども、震災復興の概念をどう考えるのか。被災地の復興のことだけが震災復興なのか。〇〇委員がおっしゃったように、空洞化も含めて、様々なインパクトが首都圏にもきている。そういうものについて、税制での対応とはどうなのか。

ダイレクトなもので言えば、これは前回もお話いたしました、液状化の問題とか、そういうものがある時にどうなのか。また、復興財源として、住民税を引き上げること。それは防災というところに使われるにしても、国が考えている議論の中で、住民税引き上げについてどう考えたらいいのかとか、震災復興と防災都市づくりはどう考えたらいいのか。

〇〇委員のおっしゃるように、これは何百年に1回。そういうぐらいのことなのだから、それは、もう本当に特別な形で対応すればよくて、粛々と税制のあり方だけで考えたらどうですかというご議論も、おそらくあろうかと思えます。その辺も踏まえて、震災復興と防災都市づくりのところをどう考えたらいいのか。

ただ、〇〇委員がおっしゃった点とも重なる部分もあるのかもしれませんが、実際に何も地方公共団体や国が対応しないで、経済の成り行きに任せたままで本当に、日本なり東京都がやっていけるのか。都市間競争も含めて。だとすると、地盤沈下しないような、あるいは競争力が落ちないような下支えが必要かもしれない。その辺のところも、どう考えたらいいのかということもあろうかと思うのですね。

【小委員長】 震災復興をどこまでの広い意味でとらえるかということで、これは、まだここでは議論に至っていないので、ただいまご発言いただいたことも踏まえて、次回それを、どう表現したらいいのかということについて工夫させていただきます。

今の点も含めて、いかがでしょうか。この税制改革の視点について。

では〇〇委員、どうぞ。

【委員】 あまり変なことを言って申しわけないんですけども。これは、もともとの視点は、全体には公平という概念を新たな時代に合うように広めに定義して、筋を通していこうということではなかったのではないのでしょうか。ただ、だんだん中身が増えてきたので、4、5、6が。

【小委員長】 独立していった。

【委員】 独立していったということなので、もう1回振り返るのであれば、4の少子・高齢社会も、結局は、この新たな時代における公平だと。これは〇〇先生が言われたことで、それは、これの書き方だと、だんだん消えてしまう。

それから、経済活力を高めるといのは、昔だと公平じゃなくて効率だという話が、いや、そうでない、新たな、いわば低成長時代における公平の考え方としてという話であったんじゃないか。環境の問題も、そうですね。だから、もう1回筋を、広い概念の公平が貫いているんだということで貫徹したらどうかと。

6の震災復興・防災も、これもリスク配分の公平問題なわけです。この顕在化したリスク。リスクというか、もう既に起きたことなので、それに対する発災後の公平と発災前の公平の問題があって、もう1回議論の余地はあるんじゃないかなと思うんですね。

震災復興で公平なんて考えると、それは被災地じゃないところに課税をして、被災地は免税するのが公平だろうと、僕なんかは普通に考えてしまうのです。東京都税制調査会でいうとしたら、我々東京都は被災地のためにお金差し出しますといえば、それは公平性に適う税制調査会の答申にはなると思うんですが、そこまで言うかどうかはともかくとして。

仮に公平を考えるのであれば、リスクが発生したら、そっちのほうに、発生しないところが助ける。助け合いだから。仮に東京で将来被災があった場合には、東京は課税減免になります。ほかのところで負担してもらえない。そういう関係の公平性はあり得るとは思うんですけども、そういう公平の概念でいくのか。いや、被災地も需要あるけど、東京も需要あるよと言いつたら、あまり、公平というよりは、ちょっとみっともない争いになりかねないかなと思うんですけども。しかし、どういうふうそこに考えるかですね。

東京だって当然、震災でいろいろな負担を負っている人はたくさんいる。だから、それに対する公平も必要である。東京の中でも被害を受けている人と受けていないのとありますから、そういう意味での、広い意味での公平という観点で、もう1回貫き直せばいいのではないかな。

本来、東日本大震災に関しては、緊急答申みたいなのをやれば、別立てでやればいいのかと思うんですけども。ちょっとそれはできないとすると、この一種の基本答申といいますか、3年間の答申の中で入れざるを得ないというのはそのとおりで思うんですけども、そこは、抜本的なあり方に対する答申と、それから当面の緊急的答申の部分を分ける。それから抜本的な答申の部分は、新たな公平概念で貫いているんだという形で整理していただければなんていう気はいたしております。

以上です。

【小委員長】 ただいまの〇〇委員のご発言ですと、先ほどの構成案の問題にまた戻るわけですが。

【委員】 小見出しでいいです。全部、公平がついていればいいです。

【小委員長】 そうですね。

【委員】 その公正なという話だと、たった今気がついたことを1つだけ。よろしいですか。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 このローマ数字Ⅰの3のところですけども、まず（1）が所得格差の話で、（2）が社会経済の活力で、4が少子・高齢で出ているんですけども、これまでの中間報告を見ると、少子・高齢社会のほうが公平の節のところでは1番に来ていて、2番が所得格差で、3番が社会経済という順番になっているということなんです、順番を入れかえた意図が何かおありなんではないかということ、今気がついたんですが。

【小委員長】 順番を入れかえたというよりは、独立させた形になったので、それを後ろに置いたということ。それより前には来ないだろうということで、それでやっているんですね。

逆に考え方を、仮にもとに戻しますと、今、構成案の中で、4と5として独立させたものを、また戻すという手もあるのですが、3の（3）、（4）として戻してしまう。そうすると、6も入れてしまう、つまり防災都市づくりも「公平」の中に入れてしまうという考え方もあるのですが。震災復興という言葉はどう入れるのか難しいのですが、その点、いかがでしょうか。おそらく、○○委員が先ほど言われたことは、そういう趣旨になるかと思いますが。

○○委員、どうぞ。

【委員】 第4回の小委員会で出させていただいて、分科会からの報告をお伺いしたということなので、その分科会の報告をもとに、この4番、5番の文章が形づくられるということであるとすると、今回の分科会の議論は、どちらかというと、かなり4と5をパッケージにして、それを1つのまとまりとしての議論をしているという感じがあるので、確かに中間報告では、平成23年の分は4番目に環境を重視した税制ということで、この公平の中の枠内に入っているということですが、少なくとも震災復興・防災都市づくりと税制というものは、分科会の報告を聞いている限りにおいては、公平という話は全然出てこないような内容だったと思います。

もちろん、それに我々が新たに、もっと公平という話をつけ加えるべきだということであるとすれば、それは1つの方法だと思うんですけども、どちらかというと、あるとすれば、4番の少子・高齢社会に対応した税制を3の中に戻すか、戻さないかということぐらいで、5と6は、もう、これは独立したものととして入れるというほうが。

つまり、確かに環境を重視した税制も、公平というか、そっちのほうに入れようと思えば入れられるんですが、今度、そうすると震災復興の話が1つだけ飛び出ちゃって、これだけ独立感が強くなり過ぎるかなという感じがあるので、今の5と6というのは並列させて、連続して読めるような話にしていったほうが、分科会のご議論は反映されるのかなと思います。

【小委員長】 ○○委員。

【委員】 今の○○先生のお話なんですけれども、僕、構成はそんなにこだわっていないんですけども。構成というのは、全体の構成にはこだわっていないんですが、6のところ、防災都市づくりのところは、実は公平性が重要でして、発災後に費用負担をしなければいけない人たちというのは当然出てくるわけで、そのときに、今危ない地域に住んでいる人たちは、危ないことを承知の上で住んでいるにもかかわらず、安い。つまり、レント（地価）が安いから。にもかかわらず被害を受けてしまうと、さらにお金がもらえるという二重取りなわけですね。

ということを見ると、彼らに保険に入ってもらったとか、ある特定の危険な地域に上手に、例えば都市計画税をかけて防災をしておくとかということが必要になるとすると、公平な費用負担を防災都市づくりの概念の中に生かしていくことは結構重要な感じがするんですね。例えば保険の機能を使うにしても、

税の機能を使うにしてもなんですが。

なので、6番だけが、いわゆる公平の議論に乗りにくいのではないかというのは、必ずしもそうでないところが、僕はあると思うんです。

【小委員長】 ○○委員。

【委員】 分科会長いらっしゃるのでもってコメントをいただきたいんですが、

分科会での議論を伺った限り、そういう話は、○○委員のおっしゃっていることは、それは正論だと思うんですが、分科会の議論は、そういう話ではなかったと、そういうことです。

【小委員長】 ○○委員。

【委員】 分科会からの議論が出ますので、補足説明いたしますと、今、○○委員がおっしゃったように、○○委員のおっしゃったような論点について、今回は実は全く論じていないんですね。議論としては当然論ずべき点かもしれませんが。

そういう意味で、実は防災とこの6のところでは何が議論されたかが、先ほどの○○委員のご発言も含めて、いろいろな議論が広がっていたので、もう一度、分科会で何を議論したかを多少整理しておきたいと思えます。

防災ということで、震災の関係で論ずべき点があるとして、3つぐらいに分けられます。1つは、被災地に対して、典型的には東北3県を中心とした、そういう地域に対して何ができるかということで、全国レベルでの地方税の議論、あるいは都として何ができるかというようなことが、まず1点目としてはあると思えます。それからもう1つは、都内で実際に、液状化とか、地盤沈下とか、ビルの揺れとか、そういうことで被害を受けた都内における被害に対して、税制として何かやれることがあるかどうかというのが2点目としてあります。最後に3点目として、将来に向けて、この東京都を防災、つまり震災に対する対応という意味で強い都市にしていくには、どういう投資をしていけばいいのか。そのために、それを促すために税制がどう果たせるのかということだと思えます。このように分けたとした時に、実は分科会でずっと議論してきたのは、その最後の3点目のみなんです。

その3点目の内容を申しますと、さらに3つに集約されていて、緊急輸送道路の沿道のビルです。建物の耐震強化を促すための税制が1つです。それから、木密、木造の密集地域、その耐火性を強化するというのが2点目です。最後の3点目が、帰宅困難者の対策として、例えば、こういう帰宅困難事態が発生したときに、ビルなどで帰れない人たちを収容して、食糧その他を手当てできるような対応を整えてくれる企業、所有者、ビルオーナーに対して何らかの税制上の優遇をしていくということの3つ程度が、内容に含まれています。

ということは、逆に言えば、それ以外は議論していなくて、ここで議論になりましたような公平性の観点とか、○○先生がおっしゃったようなリスク配分における公平性の論点とか、論点としてはあり得るのですが、議論はそこまでは広げてはおらず、将来における都市、来るべき震災に対する対応の強化を促すために税制でどうバックアップするか、ここに論点を絞っているということです。

【委員】 わかりました。

【小委員長】 ありがとうございました。

構成についていろいろな議論がございまして、1つの考え方は、先ほど○○委員が言われたとおり、少子・高齢化に対応した税制というところを3の中にまた戻す形にして、環境と震災復興・防災都市づくりは今のまま独立させる、というのが1つの考えかと思えます。

なぜかという、前回の小委員会でも取り上げたように、環境を重視した税制について、昨年度、温暖化対策税を議論したときに、電力に対する課税の議論をずっと行っていました。今回の防災都市づくりの議

論をするときにも、やはり電力に対する負担を求めるということについての議論がありまして、そこでつながっている面もあります。

なので、片方だけを3の中に吸収すると、バランスがよくないと思います。だからといって、全部吸収してしまうと、それはそれでインパクトがどうかと思いますので。

今の考え方としては、そういう形で、ちょっと位置づけを変えて文章を調整することを考えさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、時間もありますので、ローマ数字のⅡ、税制改革の方向性ということにつきまして。今回、先ほどの11ページのところで地方消費税のことは新たに書きまし、その他にもこの2年間あまりの間に事情が変わったところもござい。そういうことを踏まえて記述を修正しているところもござい。基本的には、これまでの中間報告の路線で書かせていただいております。

ということで、少し長いのですが、このローマ数字のⅡについて、何かご議論ございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 まず1点目、先ほどの11ページのところなんですけれども。もちろん文章自体を根本的にどうするかという話が、ひょっとすると、ほかの委員の方から後ほど出るかもしれないんですけれども、私はマイナーチェンジというか、ひとまず、まさに一体改革の議論と本来あるべき地方消費税の姿というような話との書き分けを念頭に考えますと、11ページの最後のポツのところなんですけれども、目的税化する方向で議論がなされているがとあって、そのまま1つの文章に流れてしまっているの、一たんここで丸を打って、「なされている。」にして、「しかし」という感じで。

議論は議論としてあるので、その議論の対応は、東京都なり地方自治体なりが、それはそれとして対応していかなくいけないというのはあるけれども、しかし、本来、そういう特別な受益者負担としての関係はないというほうが、それぞれ両立するのかなと。

ただか「。しかし、」というだけで、それが意図されるかどうかは微妙ですけれども、私の印象でいうと、そういうところで何とか、本来の筋論と当面の対応という話と書き分けるということが出来るかな。

それから、12ページのところですが、この下から2つ目のポツですが、基本的に考え方は私はいいと思うんですが、「課税資産の譲渡等の対価の額の何%」という言い方でよかったのかなというのは、ちょっと確認をしていただきたいと思います。

一応、その2点です。

【小委員長】 ありがとうございます。

ただいまの、11ページのほうの表現は、私が考えたのですが、目的税の議論は本来の姿ではないと私は考えておりまして、そういうことをここでは提起させていただきました。中身自体としては、〇〇委員が言われたように書くことでよろしいかと思います。

それから、12ページのほうは、これも前から〇〇委員が言われていたことで、要するに付加税方式になっているものを課税ベースに直接かける形にしたほうが、地方消費税としてよいのだということです。ここもほとんど異論なく受け入れられていただけるかと思いますが、表現ですね。内容としてはそのとおりなのですが、これでは何を言っているかよくわからないということになるかと思いますが、ここは。国の消費税も何らかの言い方をしているはずなので、それと同じような形で表現を少し工夫させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇先生、今の11ページのところなんですけれども、目的税化する方向で議論がなされている

が。その3行を取って、地方税はとつなげちゃいけないんでしょうかね。私は単純に、これを読んでいて、特別の受益者負担としての関係はないというのは、税としては、もともと直接の反対給付を求めないものが税ですから、これ、書かなくてもわかるのではないか。そうすると、そこは、おっしゃるように、目的税化する方向で議論がなされているという1つの意見を入れることはいいんでしょうが、下の五、六行で足り得るのではないだろうかと思って読ませていただきました。

下の主張は、私はそれでよろしいという気持ちです。

【小委員長】 この2行、今、〇〇委員が言われた2行は、ここにいらっしゃる方には当たり前かと思うのですが、それが当たり前だということに気がつかない人もたくさんいるような気が私はしております。それに対する念押しのようなところです。私としては、そういう意味を込めて書いておりますけれども、どうでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 このところは、先ほど申しましたように、私も非常に気になっている点で、答申に書けるかどうかというのは、かなり大きな難しい問題を含んでいるんじゃないかなと思うんですけども、まず1つは、東京都税制調査会として、地方財政計画に基づく普通会計ベースにおける財源配分ですね。その中で標準税率も決まっているわけですけども、それについて、地方財政計画的なるものを今後も維持すると考えるのかどうかということが非常に大きな問題なのではないかと思っております。

というのは、社会保障関係経費を計測して、それに対する財源配分をするという発想は、いわば、社会保障関係だけの国、地方を通じた財政計画を設立するという発想なわけですね。だから、要は地方財政計画に穴をあけるとともに、地方財政計画で含まれていない社会保障関係経費も含むと。特別会計のほうに出ているものですね。そこは一種の財調に入り得るわけですから、プラスの面もあり得るわけですけども、その、いわば土俵の仕切りの問題が、かなり出ていて、これは非常に根の深い問題ではないか。

簡単に言えば、この社会保障・税一体改革成案の発想は、消費税をいわば社会保険料に置きかえるという発想なわけですね。だから、社会保障との給付のという話になるわけですね。要は実質的には地方消費税を地方消費社会保険料に変えるということなわけですね。これはかなり大きな問題です。確かに地方消費税上げたいから、目先の金は欲しいというのはそのとおりだと思いますけれども、一般、普通会計ベース、あるいは地方財政全体として、そういう穴のあけ方がいいのかどうか。既に介護保険と国民健康保険は普通会計から出ていて、財政調整されていないわけですから、その領域をかなり拡大する可能性もあるわけで、これは結構根の深い問題だと思うんですね。

ただ、それをこの答申にうまく書き込めるかどうかはともかく、さらに言えば、東京都としては地方財政計画は必要のない団体なので、地方財政計画を、今後も維持しましょうなどと言えるかどうか別問題なんですけど、一応、標準税率は地方財政計画を前提に決まっているわけなんです。しかし、地方財政計画には社会保障関係の特別会計から抜けているので、そこが非常に穴があいているわけですね。介護保険料とかで非常に大きな負担になってきているわけで、かなり根の深い問題かなと思います。

ただ、一応、基本的には、だから、地方消費税を社会保険料であるかのごときに議論しているこの動きについては、もうちょっとセンシティブにやったほうがいいのではないかなという気がいたしています。

【小委員長】 ありがとうございます。

地方財政計画という制度、あるいは標準税率の制度自体が不要だと私は思っておりません。

今の地方税は、別に地方消費税に限らず、もともと、先ほど〇〇委員が言われたとおり、いわゆる受益者負担金ではないということですが、地方消費税に限ってここで書いたのは、今議論になっているから、それに対する対応関係で書いたということなのですが、本来であれば、これはローマ数字Ⅱの1、基本的

考え方のところで触れてもよい。そこでもというべきか、そこでというべきかわかりませんが、そこで確認しておくべき問題であるかと思われまます。

それから、以前から、この税制調査会は社会保険料の問題に触れるのかという枠組みについても〇〇委員から問題提起がございまして、8ページの上から2つ目のポツですね。税と社会保険料をあわせた負担のあり方そのものについての検討を深めていく必要がある。それから最後に、ここでいう税と社会保険料による負担を求める際にはという形で、そこに言及する形で、ここでは触れさせていただいていますが、さらに、税と社会保険料の違い、特に地方税と社会保険料の違いについて触れられるのかどうかということですね。これも考えさせていただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。どこでも結構ですが。

【委員】 いいですか。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 細かいことで恐縮なんですけど、1つは24ページの①の個人住民税の税率等とあるんですけど、これは税率のことしか書いていないので税率でいいんじゃないかということが1つ。

28ページなんですけど、2つ目の丸のところ、しかしながら、地方税を充実してもなお云々とありますが、その地方税を充実してもの前に、このような方向でという文字を入れておいたほうがいいのではないかと思いますので。

それから、32ページの(4)の最初の丸ポツの4行目ですが、全国の約1.90倍とあります。全国平均のということに直すべきじゃないかと思います。

それともう1つは、その次の行の地方交付税等とありますが、これは譲与税などを考えておられるのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

【小委員長】 最後の点は、32ページの(4)の5行目ですか。

【委員】 はい。

【小委員長】 地方交付税等による調整を行ったということで、これは一般財源で見て、ということですかね。この数字は、地方税と地方譲与税と地方交付税を足して、それを人口1人当たりで見たという意味じゃないかと思います。ちょっとそこは確認いたします。

【委員】 以上です。ありがとうございました。

【小委員長】 書き方といますか、語句は慎重に見直させていただきたいと思います。

では〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私も本質的なものではないんですが、3つあります。

12ページ目のところなんですけれども、このイメージは多分、国と地方の協議の場で、例えば地方自治体として消費税相当額の6%ぐらいをことは欲しいとか、するとかいう話になるんだと思うんですが、そういうのって、自治体の財政事情が違うのに一律の税率を決めるのは非常に難しいことだと思うのに、何か実行可能性がちょっとなさ過ぎる話なんじゃないのかという気がするんですが、どう思うのかということなんです。

つまり、ある自治体は消費税、別に1%ぐらい上げてくれれば十分だし、あるところは15%くれなきゃだめだといったときに、共通の税率をつけるという常識的な判断からすると、7%にせよ4%にせよ、それを47都道府県で話し合っただけで答えが出るとはちょっと思えないので、僕は今の現実の制度のほうが、粛々と進んでいい気がするんですが、どのようにお考えなのか、これは小委員長のご意見をお伺いしたいというところなんです。つまり、かつて地方財政委員会が失敗したのに、ここでできるんですかという意味です。

次は24ページ目のところなんですけど、2つ目のポツなんですけど、この議論のところのポイントは、地方税の、例えば個人住民税の所得割のところに関して、累進構造をつくることを許容してもいいのではないかという文言になっているわけですが、僕は所得再分配機能は本来国が持つべきで、都道府県または市町村、とりわけ市町村において、所得再分配機能を強化するということが、本質的に意味がある気がしないんですね。なので、わざわざこれを強調する必要性をどのようにお考えであるのかを教えてくださいと思います。

続いて3点目。33ページ目の一番上のところなんですけど、これは本当に印象で申しわけないんですけど、基準財政需要額の決定が交付額の予見可能性を下げている。確かに私も学校で習ったときには、そんなことを習っていたんですけど、近年この話をあまり聞かなくなっていて、それも、総務省もなるべく早く交付税額の予測税額を提示するなどして、かなり予測が立っているというのが僕の印象です。もちろん、地財計画の問題があるので、税収に左右される部分が若干あるのは認めますが、この種の意見を近年ではさほど耳にしないのですが、ここでやはり掲げたいと小委員長お考えなのかということをお伺いしたいと思います。

【小委員長】 1点目ですね。12ページの上から4つ目のポツ、これは、現在のところ、今言われたとおり、一律税率ですね、地方消費税は。これも研究レベルでは、いろいろ独自税率で可能だという議論もなされているわけですが。

【委員】 それは難しいですね。

【小委員長】 いや、それは人によっていろいろ意見があるようです。ですので、そこについては、オープンにしています。

ただ、これも〇〇委員が前に言われたとおり、こういう形でやっておけば、そういう余地は広がる、そういう意味であります。

現実的に、一律税率のままということになりますと、今、〇〇委員が言われたとおり、団体によって需要が違うだろう、となります。だから、そこは標準税率と同じような考え方になっていくわけですね。

そういう意味でいうと、先ほど〇〇委員が言われたように、地方財政計画という枠組みを崩すつもりはないのです。ないというか、この答申案では入っていないと申し上げたいと思います。それが1点目。

2点目は、ここでもいろいろと議論があって、たしか〇〇委員からは、以前、個人住民税に関しても累進税率がいいという意見が出されたかと。これは前期からも出されていました。例の三位一体の改革のときに比例税率にしたわけですね。そこの関連を考えて。

ここでは、その折り合いをつけつつ、基本的には比例税率でやると。超過課税をやるときにも比例で上げましょうということになっているんですけども、しかし、確かに所得再分配を地方団体レベルでやるべきか、やるべきじゃないかということになったときに、それも、ある意味でいうと、ここもオープンにしておいて、じゃあ、それはもう住民で決めてください、ここではそういう形にしています。

その判断は、だから、累進税率でやりたいという、例えば都道府県なり市町村が出てきたら、それを禁止する必要はないだろう、ここではその程度の記述になっているということですね。そういう考え方があります。

それから3つ目が、33ページの交付税の予見可能性。これは、そうですね。最近では予見可能性は高まっているというのが、〇〇委員の観察といますか。

【委員】 最近ではこれ聞かないなというのは事実なので、ここでわざわざ書いてあるのは、ちょっと古く感じたという印象です。

【小委員長】 これはちょっと事務局とも相談しまして、どういう形にするか、考えさせていただきた

いと思います。ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょう。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の24ページの〇〇先生がおっしゃったことは、小委員長が入れて下さった部分なのかもしれませんが、私も申し上げていました。どだい5%、10%、13%となっているのに、何で13%の税率をやめちゃうんですかという話を当初からさせていただきました。これは、自治体の首長さんが、13%税率がなくなって、財政的には大変大きな影響を受けているから、早くもとに戻してくださいという意見を書いておられまして、直接ご本人から講演でも聞きましたし、そうだなと思っていました。

当然、この今日いただいている資料の4ページ、所得格差の拡大に対応した税制が必要だと大上段に言っているわけですから、私個人の意見では、13%に戻すべきで、5%、10%部分は置いておくとしても、13%は早急に復活させるべきだという意見を持っています。また、現場でもそういう意見もある。それは全体じゃないかもしれませんが、ご苦労なさっている首長がそうおっしゃっているわけですし、私の個人的な考え方でも13%を復活させるべきだと思うので、むしろ逆に、この24ページの下から4行目のことも考えられる。それが実現するまでの間、地方税法において13%の税率を復活させるべきではないかという意見を、むしろつけ足したいという意見でございます。

なぜそう言うかということ、今、バフェット・ルールとか言われていますね。このバフェットが言ったことがアメリカ大統領にも取り入れられて、高額所得層に重課するというバフェット・ルールを考えているということだけじゃなくて、フランスでもそういう要望があって、16人の大富豪からも、たしか僕が知っているのは、ロレアルの一族が入っているのでびっくりしたんだけど、あるいはエールフランスの経営者からも言われているんですけども、もっと高額所得者に対して課税を強化しろと、明らかにそういう要望が出ている。これは世界的に格差が広まっているということから言われているんだろうと思うんですね。みずからも、そういうふうには、高額所得者の自分の税が非常に低いと、こういうことを言っているわけですが、日本で、そんなことを言われるまでもなく、5%、10%、13%という税率があって、一律10%にするというときに、やはり私は13%は残すべきだと思っていましたから、そうすべきお願いをここで何度もしているということです。

【小委員長】 では〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ありがとうございます。事実認識の話をまずしたいんですが、13%という高額所得者に対する課税強化というのは、私も基本的に今の現状で同意しております。ただし、それを市町村のレベルで行うのか、国税の増税によって賄うのかと考えたときに、それは国税のお仕事ではないですかというのが、まず私の基本的な論点です。

さて、その上で、実は高額所得者のところの13%のブランケットを上げて、増収になるのは、例えば武蔵野市、芦屋市、三鷹市のように高額所得者が大勢住んでいるところでは、それによって税収が上がります。ところが、当然、このブランケットを持っているのは都市型の地域だけで、田舎のほうでは、実はこのブランケットに入る方、非常に少ないんですね。もしそれを公に標準税率のレベルでやるとすると、地域間の所得格差として税収格差は広がります。

なので、今、〇〇委員がおっしゃった13%にしてくれなくて困っているぞと言っている団体の方は、私が想像するに都市部の自治体で、おそらく真に財政需要を賄えない弱小の団体の方ではないというのが私の事実認識です。

ですから、この後、実際に上げてしまった結果、地域間の所得格差、税収格差が広がるような税制をご提案するのは、僕はいかながなものかというのが、事実認識としての感覚です。

【委員】 ○○さんにお聞きするけれども、所得格差の拡大に対応した税制というのは、じゃ、何と何をやるんですか。

【委員】 1つあり得るのは、出口のレベルは、まずあり得ると思います。出口のレベル以外にも、入り口のレベルで当然やらなければいけないこともあるかもしれませんが、入り口の部分で所得控除等を見直すというのものもあるかもしれませんが、あとは給付付きの形も、もしかしたら、この中に入るのかもしれませんが、少なくとも実際に起きてしまう地方自治体間の税収格差が過度であるとするならば、これを広げるような税制を採用してまで、地方税制が所得の再分配機能を果たす必要はないので、僕はいかなものかなというのは実感です。

【委員】 だから、交付税の方法とか、さまざまな調整があるわけでありましてね。それをどうするかという議論は、また別にやらなきゃいけないことにはなるんだけど、少なくとも、私は所得格差が非常に広がっているという認識は持っていますし、その所得格差の理由、原因はいろいろあるし、結果はいろいろあるんだけど、少なくとも、何でその13%を下げなきゃいけなかったかというのはなじまないんですね。

13%を負担する人が、10%になったからありがたかった例はないんですよ。ところが、その3%の税収で、大変なさまざまな行政的な支出に対応する。つまり、所得格差に対応した税制を構築するという意味では非常に重要な部分であるし、それはやはり世界的にそういう要望が出ているということであって、私は少なくとも、東京都税制調査会がわざわざ調査会を設けてやっているんですから、そういうことを果敢に言うことは一向におかしくないと思っています。

【小委員長】 ○○委員からご発言があるようです。

【委員】 まず、この24ページのところなんですけれども、一応、全体の答申は中間報告より新たな公平ということで、所得再分配機能を強化しようという方向なので、確かに累進税率を強化するという大もとの方針はとらざるを得ないのではないかなという気はします。

したがって、例えばこれは13%か、15%か、20%か、何でもいいんですけれども、とにかくそういう累進構造はあるべきだということが1つだと思うんですね。

2つ目は、しかし、それは国税でやるべき仕事ではないかというのも、それまたもつともでありまして、国税もちゃんとやれとだけ書いておけばいいわけで、東京都税制調査会として、東京都も何らかの累進構造は必要だと思うけれども、国もちゃんとやってくださいと言う。国がやらないなら、やむを得ず緊急避難的に自治体としてやることはあり得るというのは、これは都の基本的スタンスだと思います。本筋からいうと国がやるべきである。しかし、国が全然やらないのであれば、やむを得ず東京都がやる、という書き方はあるでしょう。

しかし、結果として、3つ目は、○○委員がおっしゃるように、累進税率——つまり社会的再分配を目指すための累進税率は、結局、財政力のあるところで加速度的に財政力が高まるという仕組みですから、自治体間の公平からいうと、むしろ財政調整に係る負荷を上げるということになりますから、あわせて。だからといって、そこで自治体間はあまり担税力に差がないものだけやることは、自治体は所得再分配を放棄することになりますから、それは今回の答申ではとれないということで、そこでやると、結果的には自治体も所得再分配をやれば、結果的に財政調整に係る負荷が大きくなる。だから、国はもっと財政調整を頑張れと。あるいは都も協力するといえ、格好よくなる。つまり、東京都は、いろいろ差し出しますと。東京都は累進構造を拡大することによって、東京都内における社会的公正といいますか、分配の正義を実現する。しかし、結果として東京都の財政が余り過ぎてしまうから、それは困っている自治体のために差し出しますといえ、非常に筋は通る。

ただ、地方法人特別税の箇所は、どうも、それと一致しないようなことを何かしゃべっているような気もするので、ちょっとそこだけは私は違和感があって。以上が1点目です。

関連すると、地方法人特別税のところは、もっと積極的に言っているのではないかと。これは皆さんからお叱りを受けそうですが、あえて言えば、地方法人特別税は何がよくないのかというと、地方税としてやったからよくないのであって、あれは財政調整だと割り切れば、それで済んだわけです。本来、地方法人特別税は、むしろ財政調整の原資に転換すべきであるというのが新たな公正で、公平であり、最も正しい方向ではないかと思えます。ただ、それは東京都の利益にかなうとはあまり思えませんので、答申として言えないとも思いますが、筋としては、地方法人特別税は中途半端な税制抜本改革のための過渡的措置だと言いながらも全然やっていないんだから、ちゃんとした財政調整に転換すべきである。簡単に言えば、地方交付税化すべきであるというのが、最も筋の通った話ではないか。

その上で、国税である所得税における再分配をちゃんとやれ。しかし、それをやらないのであれば、自治体が先行的にやることはあり得るべしと。ただし、それは本筋ではないけれどもということに落ちつくのではないかと思えます。

ただ、それが過度な所得再分配という、政策判断はよくないというのでは、それはあり得ると思えますが、ある程度の格差社会に応じた分配の公正を目指すのであれば、そう言うのが筋ではないかなと思えます。

【小委員長】 ありがとうございます。

今、お3人から住民税の話、それから地方法人特別税の話も含めてご発言いただきましたけれども、今言われたとおり、個人住民税の税率に関しては、〇〇委員、それから〇〇委員のご意見のように、相反する意見はあるわけですね。ここで書かせていただいている3というのは、真ん中かどうかわかりませんが、その中間のどこかにあるような、そういう書き方にしているかと思う。

ということでありまして、考え方、ここでの書き方としては、確かに個人所得課税の所得再分配機能の強化が求められているということ踏まえているんですけども、それが本来は国の役割であるとはいうもののと、そういう意味がここに隠れているわけですし、それを表に出したほうがいいのかなということも少し感じております。

そういうことを文章化できるかなと私は思っていますけれども、その点、いかがなものでしょうか。

〇〇委員。

【委員】 今の累進税率の問題ですが、地方税で税率がフラット化されたときに、国税でその累進税率を引き上げたという経緯があったんじゃないか、何かそういう経緯があってフラット化されたんじゃないかと思うんですけども。

【小委員長】 はい。三位一体の改革ですから、全体としての税負担は変えないということなので、住民税のほうをフラット化したと同時に、国税のほうは累進度を強化して、全体としては変わらないようにしたということです。

【委員】 だから、国税としては、ある程度累進税率を上げて、所得格差の是正を図った方向ではあったということですね。

【小委員長】 はい。それを超えて、さらに累進税率を……。

【委員】 やるかどうかという問題。

【小委員長】 さらに累進化を図ることを地方に認めていかどうかということですね。

どうでしょう。個別の団体の中で、例えば、先ほど特定の市の名前が出てきましたが、どこかの市で累進度を強化した場合に、結局、その団体の中での再分配になるわけですね。住民税を上げるわけですか

ら、その住民の中で高所得の方がたくさん負担するということになります。その分は、特に超過税率でやっているわけですから、団体の中で使われるわけですね。ということになりますと、これを地域間の税収格差と呼ぶのかなと私は思ったのですが。

つまり、税は地域の中で回っているわけですね。つまり、その団体が増税して、その団体の中で使っているわけですね。標準税率を超えてやっているわけですからね。地方交付税に仮に影響しないとして、いろいろ一般均衡論的な話はちょっと措いておいて。そういう場合、税収の地域間格差が開いたと言うのですか。その認識はいかがでしょうか。

【委員】 そのこのところの一般的な、ちょっと時間を経過するようなイメージを持っていただけると、例えば超過課税によって豊かになった団体の公共サービスの水準が上がります。例えば、そこで言っている地方単独事業で社会保障系の給付を増やしたとしましょう。そうすると、それをスタンダードにしろという声が上がってきて、結果的には基準財政需要額を増やせという話につながるわけです。その結果、国税から移転しなければいけない支出が増えてしまう。豊かな自治体をターゲットにして横並びをしようとし、我々が言うところの平均という水準が上がったことによって、国の基準財政需要額が上がれば、当然、国税からの負担が増えるという構図に、時間的にはなっていくと思います。

なので、一時的にはお金持ちの自治体がさらにお金持ちになる可能性を持ち、お金持ちじゃない自治体は、当然、そういうところに超過課税かけたところで、最初から税収上がらないわけですから、実質的にその選択肢がない状態になるというのが僕の話です。

【小委員長】 団体に税収が集まって、でも負担しているのはその地域の住民なわけですね。その場合に、つまり役所が豊かになったように見えるけれども、しかし、それはサービスとして住民に還元されるわけですね。

【委員】 そうです、はい。

【小委員長】 それが、ほかの団体に比べて豊かになったということになるのですか。

【委員】 例えば具体的な例。例えば浦安さんがお金持ちで、小学校に1つの教室に2人の先生を張りつけています。例えば仮に、この後、国がやっている小学校別の学校の得点か何かが、実は浦安がトップだったということがわかった瞬間に、学校の先生は2人つけるべきだったという話になったときに、じゃ、どのように対応すればいいかという、文部科学省か、または地方交付税でいえば総務省さんが、1人当たりの学級に先生を2人つけるべきだとすれば、結果的には横並びという形で、国が基準財政需要を引き上げなければならない話になるというのは、すぐ直感的に思い浮かぶような例であります。

【小委員長】 ○○委員。

【委員】 というか、むしろ、そのメカニズムが働けば、財政調整に関する負荷が大きくなるけれども、結果的には社会的な公平が回復されるわけです。

【委員】 そのとおりです。

【委員】 むしろ問題になるのは、そういうふうに上げようという圧力があるにもかかわらず、地方交付税や財政調整で対応できないから、結果的には全国的な不公平が生じるということのほうが現実的な問題としては、多分、○○委員がおっしゃっていたんじゃないかと。

要は、財政調整が増えれば、結果的に公平は回復するんだから、むしろやっちゃったほうがいいという話になるわけで。ロジックとしては、むしろ逆ではないかなという気はします。

あともう1つは、地方自治体で、一部自治体でもいいし、税ないし増税をやることによってサービスをすれば、豊かな地域に住んでいる豊かでない人は、貧しい地域に住んでいる豊かでない人よりは得をすると、そういう意味では水平的公平は失われるわけです。それは税率を動かすなら、ある程度それはやむを

得ないことだと思いますけれども、もし、それはよくないというのであれば、やはり一律税率で、それは累進構造を回復すれば、できます。それは若干、自治体が税率を変える余地があるので。

地域で回っているからといって、豊かな地域は影響がないという話ではなくて、そこにおける再分配は影響するのではないかなという気はします。

【小委員長】 地方交付税制度に対する負荷といいますか、要するに基準財政需要額の話をするれば、例の地方単独事業の評価、さっきの概念整理に戻っていくわけです。別に社会保障に限らず、いろいろな分野、先ほどの教育についてもそうですけれども、そういう形で基準財政需要額の中に入れようということまで話が進んでいけば、逆に調整されてしまうわけですね。ということになって、国税、つまり地方交付税に充てられる国税5税のところが増収を図って、それで充てることになると、逆に地域間格差が調整されることもある。

ですから、話がだんだん大きくなっていくのですが、その話を始めると、ここだけが膨大になるので、このあたりでとどめたいというのが私の考えです。

〇〇委員。

【委員】 要するに、24ページのところは、私は、個人住民税の税率を高度に累進化しろという意見は言っていないですよ。私が言っているのは、24ページのこの①の表現で結構なんですけど、13%の税率を取っちゃったんですけども、その必要は今ないのではないかという意味から、地方税法において13%の税率を復活させるべきであるという意見を持っていますということでありまして。

この文章を全部変えろとか、累進構造にしろなんて言っていないので。この4ページの所得格差の拡大に対応した税制をもし論ずるなら、初めから13%を取ったことがおかしいのではないかと考えております。

でも、この問題の議論は、この程度で結構です。

【小委員長】 わかりました。

【委員】 それから、またまた少数意見なんで、議事録に書いておいていただければ結構ですが、9ページの税源が全国に普遍的に存在し、税収規模が大きい基幹税を国税と地方税で分かち合うことが適当であると、こういう表現がございまして、そのとおりでと思います。基幹税というのはどこまで含めるのかはわかりませんが、私が前から申し上げていることは、相続税は、これはまさに所得格差を増長させた改正がずっと行われてきたという1つなんですけど、少なくとも、その相続税を見ると、地方にふさわしい課税の対象がかなりあって、実務的に相続税の申告書を書くとき、やはり、これは地方税になじむのではないかという部分を感じます。その部分を地方に戻すことを改めて新しい、東京都税制調査会らしい提言として必要ではないかということをお願いしておりましたので、これは議事録にとどめていただければいいんですが。

少なくとも相続税の実務からいうと、申告書の最後の第15表に財産の種類別価額表があるんですね。その後ろに16表として、道府県別の明細をつけて、しかも、それは土地と建物だけでいいわけですから。土地と建物だけは地域に密着しているわけですから、その表をつけさえすれば実務的には対応可能となるので、そんなことを提言しておきたいなと、ここでは思っております。これは議事録にとどめていただくだけで、少数意見ですから、結構なんですけど。

それから、13ページのことで一言申し上げたいんですが、下から五、六行目のところに、適正な執行を担保するため、納税者番号の導入を進めるべきであるということ、この表現で、私もその方向性は一致していると思っています。

ただし、今の段階で導入を進めるべきであると東京都税制調査会が言い切れるほど論議しているかとい

うことを、ちょっと疑問に思います。

私はむしろ、納税者番号制の検討をどんどん進めるというような提言をして、地方の側からですよ。地方の側から言っていく方がいいのではないかと。なぜかというのは、この間もちょっと申し上げましたから、重複は避けますけれども、そんなふうに思っております。

【小委員長】 全体にわたるご発言かと思えます。つまり、相続税の話は、確かに、全体としてはここに入っていない。ご発言いただいていることを伺いますと、会長も以前、相続税についてご発言されていたかと思えます。

全体としての大枠をこれから変えるのはなかなか大変ですが、この答申案の一番最後のところに「その他」というのがございます。今のところ、ご議論いただいていたのですが、実は、今年度も固定資産税・都市計画税の話、あるいは税務行政、いわゆる徴税の話についても小委員会で検討いたしまして、そこで34ページから35ページにかけて、その他ということで、意見の分かれるところもあるのですが、ともかく、ここまでは言えるかなということについては書かせていただいております。

そういうところに、どこまで取り入れられるかということですね。「その他」のところであれば、あまり体系を崩さないで、考える余地はあるのかと思えますけれども。

どうでしょう。全体として、この「その他」も含めてご議論いただければと思っていたのですが、いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 9ページ、10ページのところの相続税も全く私も同感であります。10ページのところで、所得循環の生産、分配、支出だけを書いているので、何か資産について、もっと一言触れておいたほうがよい。しかも固定資産税のところに触れている箇所もあります。生産、所得、消費、資産のバランスなのが伝統的な言い方ではないかと思うので、ちょっとそこを触れておけばいいのではないかなというのが1点です。

それからもう1つ、30ページあたりのゼロ・サムゲームが問題の本質に解決にならないというのは、ちょっと書き過ぎではないかなと思います。財政調整というのは基本的にゼロ・サムの問題であって、ゼロ・サムでいかにいい配分をするかが問われているので、ゼロ・サムが問題解決にならないじゃなくて、ゼロ・サムの中でどういう配分をするのが公平にかかわることだと思います。

それから、そもそも国民経済的にいえば、税収を増やしたって国民の中ではゼロ・サムなんだから、それ、税収増やしたからといってポジティブ・サムになるというのは、あまりにも国民視点から外れているのではないかと思いますので。増収すべきかどうかというのは、これは政策判断としてあると思いますが、ゼロ・サムというのは、ちょっとやめたほうがいいのではないかと。

ただ、国民経済のパイを増やすべきだという成長路線でいくのであれば、それは1つ別の筋はあると思います。ちょっとこの答申は、そこまで上げ潮路線ではないのではないかなという印象を持ちました。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

資産に関する課税を地方税でどうとらえるべきか。確かに基本的考え方の最初のところから落ちているところがあって、そこについての書き方を工夫させていただきたい。

30ページの表現についても、考えさせていただきたいと思います。

〇〇委員。

【委員】 ちょっと話が戻ってしまうのですが、9ページの一番下のところで、先ほど〇〇委員からも出たところで、普遍的・標準的に実施される施策は標準税率引上げで、独自に実施するも

のは法定外税と課税自主権でという、この整理が非常に気になっております。ここで大切なのはだれが実施を決めるのかということですよ。つまり、どの施策は地財計画の枠内で実施し、どれが枠外で実施するものなのかというところに絡む問題なので、「実施される」という表現で整理してしまうと、何でも地方が独自にやりなさいという話になってしまうかもしれない。そうなってもいけないので、このあたりの表現を工夫する必要があるのかなというところを1点補足したいと思います。

【小委員長】 先ほどの標準税率のところの表現とともに、この実施と計画主体の実施主体と計画主体とか、いろいろ、だれが主導権を握っているのだと、そういう点についてのご懸念かと思っております。こも工夫させていただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

では〇〇委員、どうぞ。

【委員】 給付付き税額控除、25か6ページです。これは、かなり積極的に導入すべきだということですよ。格差を是正するものを……。

【小委員長】 給付付き、はい。

【委員】 これは、そういう議論をしたという、合意がなされたということですか。

【小委員長】 ここは21年度から記載されていたのですよね。

【委員】 わかりました。

【小委員長】 改めて慎重にということになりますと、表現を変えるということも当然可能ですが。

【委員】 〇〇委員がおっしゃったこともあるのですが、それが手段としてうまく機能すれば有効だろうとは思いますが、その前にかかなりいろいろな前提条件があって、不正受給の問題等もかなりイギリスで問題になっておりますので。やはり納税者番号の問題です。納税者番号にはいろいろな問題もあるということに繋がっていきますので、前提条件がそろわないと、あまり踏み込めないのではないかと思うのです。もう1つは、もし実施するとすれば、国税と所得税だけではなく、おそらく地方税にもかかわってくるわけですよ。

【小委員長】 そうですね。

【委員】 引いたときに戻し切れない分について、住民税の分からも給付をしていくことになっていくのでしょうか。執行面がわからないのですが、もしそうだとすれば、つまり、ここは地方税にこの給付付き税額控除がどうかかわってくるのかについて全く言及がありませんので、都税調の議論としてこれに触れるのであれば、給付付き税額控除の執行が、住民税にどうかかわってきて、それが都の税制としての執行体制にどういう影響、負荷を与えてくるのかの分析がないまま、導入してよいのではないかと言っているのです、大丈夫ですかということです。

【小委員長】 その前提条件ですが、私も、カナダ税制の研究などをやっておりますと、不思議なことに、アメリカでは確かに不正受給の問題がすごくいろいろ取り上げられるのですが、そういう話は、カナダではあまり聞かないのです。これは、うまく機能しているという面もあるのですが、ただ、それが機能する前提条件の問題と、それから国税で、カナダでいえば連邦ですけれども、国税レベルで給付付き税額控除を導入したときに、それが州税にどう影響するか。基本的には影響しないようにできているのですが、そういう制度設計の問題があるのです。州は州で、また独自に給付付き税額控除を実施しているのですが、そういうことも含めて、前提条件として何が求められるかという問題と、それが地方税にどういう影響を及ぼすか。

つまり、地方税の課税ベースを決定する際に、国税における給付付き税額控除が影響してくるかどうかという問題ですね。そういったところについて、そこをうまく切り離すべきなのか、あるいはくっつけて

おくべきなのかということも。

ここでは、まだ、そういう議論まで進んでおりませんが、そういう問題があることについては言及しなければいけないかと思っておりますので、そこは気をつけます。

〇〇委員。

【委員】 26ページの下から6行目ぐらいなんですが、これも納番の話なんですが、適切な執行を担保するための納税者番号制度の導入などということですね。これ、ごもっともなんですが、私の希望としては、「適切な執行を担保するため」で1回切って、次の「の」を取って、税と社会保障に限定した納税者番号制度としていただければ、私自身は、より一層賛成いたしますが、ご検討ください。

【小委員長】 ありがとうございます。表現につきまして、考えさせていただきたいと思います。

そういう形でよろしいでしょうか。

それでは、このローマ数字のⅠ、Ⅱ、それからⅤにつきましては、ただいまご議論いただいたことを踏まえて修正させていただきますが、大枠はこういう形でよろしいということでお認めいただいでよろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

環境、それから震災復興・防災都市づくりに関しては次回議論しますが、今ご議論いただいた部分の修正につきましては、私と事務局で調整させていただきたいと思います。

それでは、本日の議事をこれで終了させていただきます。お忙しい中お集まりいただき、大変ありがとうございました。

これもちまして第5回の小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —